

虐待防止のための指針

・施設における虐待防止に関する基本的な考え方

第1条 当事業所では、障害者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、障害者虐待防止法の理念に基づき、障害者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護を目的に、障害者虐待を未然に防ぐとともに障害者虐待の早期発見・早期対応に努め、障害者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません（別表参照）。

- (1) 身体的虐待：利用者の体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。
又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- (2) 放棄・放置：利用者の長時間の放置、その他の利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠る事。
- (3) 心理的虐待：利用者に対する著しい暴言、拒絶的な対応、不当な差別的な言動、その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 性的虐待：利用者にわいせつな行為をすること、又は利用者にわいせつな行為をさせること。
- (5) 経済的虐待：利用者の財産・私物を不当に処分すること、その他当該利用者から不当に財産上の利益を得る事。

※両者の立場においても「虐待をしている、されている」という自覚は問わない。

・虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項について

第2条 当事業所では、虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止委員会」を組成します。なお、本委員会の運営責任者は当事業所の施設長とし管理者、サービス管理責任者、生活支援員を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下担当者）」とします。

2 身体拘束適正化委員会や、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があり、加えて当事業所に併設して展開する事業又は法人内別事業と連携して虐待防止委員会を開催する場合があります。

3 会議の実施にあたっては、テレビ会議システムを用いる場合があります。

4 虐待防止委員会は、必要な都度担当者が招集します。

5 虐待防止委員会の議題は、担当者が定めます。具体的には、次のような内容について協議するものとします。

- ①虐待防止委員会その他施設内の組織に関すること。
- ②虐待防止のための指針の整備に関すること。
- ③虐待防止のための職員研修の内容に関すること。
- ④虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。
- ⑤職員が虐待等を把握した場合に、市町村へ迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。

- ⑥虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑦再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

・虐待防止のための職員研修に関する基本方針

第3条 職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき虐待の防止を徹底します。

2 具体的には、次のプログラムにより実施します。

- ・ 障害者虐待防止法の基本的な考え方の理解
- ・ 障害者権利擁護事業/成年後見制度の理解
- ・ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
- ・ 早期発見・事実確認と報告等の手順
- ・ 発生した場合の改善策

3 研修は、年1回以上行います。また、新規採用時には必ず研修を実施します。

4 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

・虐待又はその疑い<以下「虐待等」という>が発生した場合の対応方法に関する基本方針

第4条 虐待等が発生した場合には速やかに市町村（支給決定市町村も含む）に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。

2 また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

・虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

第5条 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告します。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談します。

2 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払ったうえで、虐待等を行った当人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。

3 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対する改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。

- 4 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。
- 5 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員、ご家族等に周知します。
- 6 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告します。
- 7 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

・成年後見制度の利用支援に関する事項

第6条 利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

・虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- 第7条 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談します。
- 2 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払います。
 - 3 対応の流れは、上述の「第5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとします。
 - 4 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

・利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

第8条 利用者、ご家族等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当事業所HPにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とします。

・その他虐待の防止の推進のために必要な事項

第9条 第3条に定める研修会のほか、社会福祉協議会や東京都手をつなぐ育成会地域法人協議会により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図ります。

附則

この指針は、令和4年11月1日より施行する。

別表

厚生労働省 障害者虐待防止の基本 養介護事業者による障害者虐待類型

区分	具体的な例
(1)身体的虐待	<p>①暴力的行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・熱い湯やシャワーをかけて火傷をさせる。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。 <p>②本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに利用者を乱暴に扱う行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学的診断や支援計画等に位置付けられておらず、身体的苦痛や病状悪化へ招く行為を強要する。 <p>「緊急やむをえない」場合以外の身体拘束・抑制。</p>
(2)放棄・放置	<p>①必要とされる介護や支援を怠り、利用者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衣服や身体が汚れた状態のまま活動を過ごさせる。 ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。 ・体調不良の訴えや兆候があるにも関わらず、対応を怠る。 <p>②利用者の状態に応じた治療や支援を怠ったり、医学的診断を無視した行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療が必要な状況にも関わらず、ご家族への連絡を怠る、またあるいは救急対応を行わない。 ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、など <p>③必要な用具の使用を限定し、利用者の要望行動を制限させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要なメガネ、義歯、補聴器等があっても使用させない。など <p>④利用者の権利を無視した行為又はその行為の放置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の利用者に暴力や暴言を振るう利用者に対して、何ら予防的 handout をしていない。など ・第三者による虐待に対して放置する。 <p>⑤その他職務上の義務を著しく怠ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員同士の不必要な会話、または必要な内容だが長時間のやりとりにより利用者を放置する行為。 ・利用者の訴えに対して、職員の尺度や感覚で訴えを一蹴してしまう行為。

区分	具体的な例
(3)心理的虐待	<p>①威嚇的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・怒鳴る、罵る、嫌がることを言う。など ・「ここ（施設）にいられなくしてやる」「追い出すぞ」「話を聞かないと家族に言うぞ」などと言いつす。など <p>②侮辱的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害特異な行動、言動、機能等を嘲笑する。 ・日常的にからかったり、「バカ」など侮辱的なことを言う。 ・排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。 ・子供扱いするような呼称、言動、態度、行為などを取る。又は子供が喜びそうな下品なやり取りをする。など。 <p>③利用者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「意味もなく呼ばないで」「なんでこんなことが出来ないの」「さっきも言ったでしょ」などと言う。 ・他の利用者に利用者や家族の悪口、プライベートの内容等を言いふらす。 ・話しかけ、訴え等は無視する。 ・利用者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 ・利用者がしたくてもできないことを当てつけにやって見せる。他の利用者にやらせる。など ・生命の尊厳を軽視した発言 <p>④利用者の意欲や自立心を低下させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「〇〇できるのに」職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して行う。 ・他者に聞こえるように注意、複数人で注意する。 <p>⑤心理的に利用者を不当に孤立させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。 ・理由もなく、外部との連絡を遮断する。面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。など。 ・その利用者以外の利用者だけを集めて、物事を決める、行事を行う。（仲間外れの誘導） <p>⑥交換条件の提示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「これが出来たら外出させてあげる」「買いたいならこれをしてからにしてください」などの交換条件を提示する。

区分	具体的な例
(3)心理的虐待	<p>⑦その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車いすでの移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。 ・利用者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。 ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 ・特性を理解しようともせず、利用者の価値観に向き合おうともせず、自身の価値観を押し付ける。 ・不穏になることが予想される状況で、何も対策せずに不穏にさせてしまう。 ・他利用者と差別的な扱いをする。
(4)性的虐待	<p>①本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。 ・性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。 ・わいせつな映像や写真を見せる。 ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ映像や写真に撮る。 ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のまままで放置する。 ・人前で排泄させたり、またその場面を見せないための配慮をしない。など
(5)経済的虐待	<p>①本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・金銭・財産等の着服・窃盗等（利用者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。 ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。など

※ 身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、障害者の身体に接触しなくても、障害者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば身体的虐待と判断することが出来ます。

「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を發揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」

（東京高裁判決 昭和 25 年 6 月 10 日）

虐待の対応フローチャート

